

4 履修案内 専攻科目

(2006 から 2013 年度入学者に適用)

法学部履修案内

(2006から2013年度入学者に適用)

大学における法学教育の目的は、法的な知識の修得と応用を通じて広く法的思考力と正義感覚を養い、また、社会の基本構造と政治機能の認識を深めて、健全な常識と柔軟な思考力を身につけた自主的・自律的な社会人（市民）を養成することにあります。

法学部の専門分野である法学・政治学・行政学の特徴は、他の学問分野に比較して専門的・技術的性格が強く、また、体系的思考を要求するところにあります。このため、法学部の授業では、第一に、法学・政治学・行政学等の専門的内容を理解するために必要な基礎的知識や基本的な考え方についての教育（専門基礎教育）を重視することとして、全体的にカリキュラムを精選するとともに、科目の配当年次等を調整しています。

第二に、その対象とする我々の人間社会は、今日、高度な国際化・情報化・多様化の波に襲われ大きく揺れ動いています。それゆえ、みなさんは社会の動きに絶えず関心を持って鋭敏な問題意識を醸成しながら、まず基本的な科目を履修して法や政治の基本的仕組みを認識し、それを踏まえたくうえで、将来の進路に関連の深い、より専門的な科目を選択して特定の社会領域や先端的な領域における法や政治・行政の機能と運用を学ぶ、という段階的な学修を心掛けなければなりません。法律学科・自治行政学科の各カリキュラムは、このような段階的な学修に配慮して構成され、各科目に学年配当が付されているのです。

第三に、学修機会や科目選択の機会が広がり、みなさんの「学修スタイル」にあわせて学べる昼夜間教育制度や Semester 制度を設ける一方、学修効果を高め、着実な単位修得を促進するという観点から、各 Semester に履修登録をすることができる単位数に上限を設けています。

この結果、みなさんが授業科目を履修する際、従来より多くの時間割上の余裕が生まれることとなります。そうした空き時間は、講義の予習・復習、ゼミナール等の発表のための調査・準備など、自分なりに工夫をして計画的に利用する必要があります。そのために、図書館や法学部資料室、法学部学生研究室等の施設をぜひ有効に活用するようにしてください。

最後に、法学部では少人数教育による教師と学生との相互的・直接的な学修交流を重視し、1年次に「基礎演習」、2年次から4年次までは「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を置いています。このように、4年間を通じてゼミ形式の授業を受けられる仕組みとなっています。そのほか、法学・政治学・行政学に関連する外国語文献を使った「外国書講読」も1年次から4年次まで用意してあります。日本の法と政治を外国のそれらと比較してみるという意味でもこれらの科目を積極的に活用すると良いでしょう。

法律学科履修案内

(2006から2013年度入学者に適用)

【カリキュラムの特色】

法律学科のカリキュラムは、まず法体系全体の基本となっている「憲法・民法・刑法」を基礎から丹念に学修し、そのうえに立って特別法ないし特殊な領域の法に学修の対象を広げていくという構成になっています。特に2年次からはコース制をとっており、みなさんは、各自の将来の進路や問題関心に応じて、「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のいずれかを選択することになります。

「法律職コース」は、裁判官、弁護士、検察官等の狭義の法律職（「法曹」と呼びます）を目指す者のほか、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、税理士、裁判所職員、法律事務所職員等の広義の法律職又はその補助職（「隣接法律専門職」と呼びます）を希望する者を対象としたコースです。憲法・民法・刑法等の基本六法を中心として、それらをより専門的に学ぶ特講科目や実務的な法律科目を重点的に履修することにより、法律の解釈・適用をめぐる問題を実践的に学修することを目的としています。また、法曹を目指し法科大学院に進学を希望する者のために、民法を重点的に学修するクラスを特設しています。

「企業法務コース」は、現代社会を支える企業活動の担い手として、経営・取引実務上必要とされる法学的素養を備えた人材の養成を目指したコースです。民法・商法を中心として、経済法、消費者法、金融法、中小企業と法、知的財産法等の科目を重点的に配置しています。「関連科目」中の経済学系の科目を合わせて履修することにより、現代の企業社会への認識を深めながら、広く企業・経営実務をめぐる法律問題を学修することができます。

「現代社会コース」は、現代社会に生起する多様な法現象を網羅するように科目を配置して、先端的な社会問題に対応する能力を育成することを目的とします。他のコースよりもやや選択の幅を広くし、特定領域に特化した学修をすることも、また、領域を限定せずに網羅的な学修をすることも可能です。法律職や企業活動などに限定するばかりではなく、公益的な活動や市民としての活動に問題関心のある者を対象としたコースです。

以上のようなコース制のほか、みなさんの多様な進路選択に対応するために、次のような仕組みを用意しました。

英語を集中的に学修して将来に生かしたいと考えている人に向けて、2014年度より、「法学政治学英語特講」を設けました。

法曹を目指し法科大学院への進学を希望する人や、隣接法律専門職の資格試験に挑戦する人を主な対象として、民法・刑法について、2012年度より、「法学部・法科大学院連携講義」（「法律学特講」の枠を参照してください）を開講しています。

【履修の心構え】

法律学科では、3コースごとに選択必修とする科目に違いを設けることによって、コース制の特色をより明確に出すことにしました。これは、みなさんが早い時期から将来の進路志望や勉学方針をじっくり考えて、それに相応しい効果的な内容の学修をすることを期待しているからです。したがって、1年次の授業科目を履修する際にも、できるだけそのための心の準備をしながら、目的意識をもって主体的に授業に臨むようにする必要があります。

コースの選択は2年次の履修科目登録時に行いますが、各コースとも定員はなく、各自の希望により自由に選択することができます。なお、学修を重ねていく途中で進路志望や問題関心が変わるということもありえますので、その後の各年度開始時にコースを変更することも可能ですが、卒業要件となる履修科目と修得単位の内容に違いがありますので、コースの変更は、各自の既修得単位などを点検しつつ、慎重に行ってください。

法曹を志望する者は、法科大学院に進学して勉強を重ね、司法試験を受験するのが現在の一般的なコースです。司法書士や税理士など隣接法律専門職の志望者も、それぞれの国家試験を受験する必要があります。これらの道に進むことを希望する学生は、将来の進学・受験を見据えて、法学部在籍中に基本的な法律科目をしっかりと学んでおくことが重要となります。上記「法学部・法科大学院連携講義」はそのための補助手段です。もっとも、受験科目に過度に集中するのではなく、幅広い諸科目を勉強しておくのもまた、大切なことです。

2017年度 法学部法律学科(法律職コース) 教育課程表 (2013年度入学者に適用)

(学年は標準年次を示す)

	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数			
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数				
A 群科目	憲法 I	2	憲法 II	2	憲法 III	2	憲法 IV	2	28 以上			
	民法序説	2	民法 II	2	民法 III	2	民法 IV	2				
	民法 I	2	民法 II	2	家族法 I	2	★家族法 II	2				
	刑法 I	2	★刑法序説	2	刑法 III	2	刑法 IV	2				
B 群科目	裁判と法	2	休講		行政法 I	2	行政法 II	2	28 以上			
					民法 I	2	民法 II	2				
					商法 I	2	商法 II	2				
					会社法 I	2	会社法 II	2				
					国際法 I	2	国際法 II	2				
					法哲学 I	2	法哲学 II	2				
					法社会学 I	2	法社会学 II	2				
					比較法 I	2	比較法 II	2				
					民法 V	2	民法 VI	2				
					民法 VII	2	民法 VIII	2				
C 群科目			基礎演習	2	休講		法学政治学セミナー I	4	休講	計 86 以上		
			外国書講読 I	2	休講	外国書講読 II	2	休講	外国書講読 III		4	休講
			日本近現代法史 I	2	吉井	日本近現代法史 II	2	吉井	英米法 I		2	柴田松平
			法情報学	2	中網	環境法 I	2	三浦	アジア諸国の法 I		2	池端
					教育法 I	2	小泉	教育法 II	2		小泉	
					消費者法 I	2	石川(正)	消費者法 II	2		石川(正)	
					法律学特講 I	2	石川(孝)・小川	法律学特講 II	2		※1	
					政治学原論 I	2	大川(千)	政治学原論 II	2		大川(千)・酒井小池	
					行政実務特論	2	休講	行政法特講	2		休講	
					日本政治史 I	2	休講	自治法 I	2		嘉藤大日方	
					西洋政治史 I	2	小山	税法 I	2		嘉藤大日方	
					政治学特講 I	2	荻村川瀬	民法特講	2		休講	
					法学政治学英語特講 I	2	テイモン、石橋マイケル、櫻井ダニエル、テイモンアンドリュー、マイケル	不動産法実務	2		島田 隈元	
					法学政治学英語特講 II	2	テイモン、石橋マイケル、櫻井ダニエル、テイモンアンドリュー、マイケル	知的財産法 I	2		上杉 清	
					情報処理 I	2	※2	知的財産法 II	2		上杉 清	
					経営学 I	2	※4	登記実務 I	2		上杉 清	
					経済地理 I	2	後藤(晃)、三富 後藤多・前田(祐)	保険法	2		清水 謙	
					日本史概論 I	2	後藤(晃)、三富 後藤多・前田(祐)	中小企業と法 I	2		休講	
					外国史概論 I	2	中林(広)、山本(悠)	刑法特講 A	2		休講	
					人文地理学概論 I	2	小泉(諒)、郷	経済法 I	2		細田 猪瀬	
				自然地理学概論 I	2	平井(史)	国際取引法 I	2	藤本 山田(恒)			
				社会学概論 I	2	植木	国際法 II	2	休講			
				哲学概論 I	2	高山(亨)、伊藤(貴)	政治学特講 III	2	休講			
関連科目			社会経済学 I	2	川村	社会経済学 II	2	川村	★政治学特講 IV	2	休講	
			経済政策	4	戸田(社)	経済政策	4	清水(俊)	法律学特講 III	2	休講	
			マクロ経済学	4	※6	金融論	4	酒井(良)	法律学特講 V	2	加藤・公文	
			西洋経済史 I	2	佐藤(睦)	西洋経済史 II	2	佐藤(睦)	日本政治思想史 I	2	橋川 小山	
			マーケティング I	2	上 沼	マーケティング II	2	上 沼	比較政治学 I	2	小山	
			財務会計論	2	岡村(勝)	連結会計論	2	岡村(勝)	西洋政治思想史 I	2	酒井 佐橋	
			日本経済史 I	2	神谷、矢沢	日本経済史 II	2	神谷、矢沢	国際政治学 I	2	佐橋 出口	
			世界経済論 I	2	※7	世界経済論 II	2	※7	行政学 I	2	出口 浅野	
			地方自治論 I	2	柴幸田	自治体経営論 I	2	柴幸田	行政学 II	2	浅野 柴幸田	
			会計制度論	2	四方田	税務会計論	2	小川(淳)	地方自治論 II	2	浅野 柴幸田	

※1:飯田、上平、大野、土井川 ※2:岡田、田代、野中 ※3:大滝、北村(隆)、坂上、玉井、山名、吉岡(忠) ※4:加藤(寛)、小林(康)、坂本(恒)、西村(陽)、三島 ※5:加藤(寛)、小林(康)、坂本(恒)、西村(陽)、三島 ※6:品川、清水(俊)、玉井、山名 ※7:内藤(徹)、鳴瀬(成)、藤村 ※8:五嶋、純橋、森田(圭)

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目										専攻科目			合 計	
	F Y S	外国 語科 目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計	自 由 選 択 科 目		
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野									健 康 科 学 の 分 野
2013年度 入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			
			計 22												

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

2017年度 法学部法律学科(法律職コース) 教育課程表 (2006から2012年度入学者に適用)

(学年は標準年次を示す)

専攻科目	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数						
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター							
	授業科目	単位数	担当者	単位数	担当者	単位数	担当者	単位数	担当者	単位数	担当者	単位数	担当者	単位数	担当者
A群科目	憲法 I	2	金子松平	憲法 II	2	池端金子	憲法 III	2	池端金子	憲法 IV	2	池端金子	民法 I	2	池端金子
	民法序説	2	石川(正)	民法 II	2	磯本大加	民法 III	2	磯本大加	民法 IV	2	石川(信)	民事訴訟法 I	2	小室中白
	民法 I	2	磯本大加	民法 I	2	磯本大加	民法 II	2	磯本大加	民法 III	2	磯本大加	刑事訴訟法 I	2	小室中白
B群科目	刑法 I	2	大越加藤	刑法 II	2	大越加藤	刑法 III	2	大越加藤	刑法 IV	2	大越加藤	行政法 I	2	嘉藤諸坂
	裁判と法	2	休講	行政法 II	2	嘉藤諸坂	行政法 III	2	嘉藤諸坂	行政法 IV	2	嘉藤諸坂	民法 V	2	井上東郷
				民法 V	2	井上東郷	民法 VI	2	井上東郷	民法 VII	2	井上東郷	民法 VIII	2	井上東郷
C群科目	基礎演習	2	休講	基礎演習	2	休講	基礎演習	2	休講	基礎演習	2	休講	民法 IX	2	田口藤
	外国語講義 I	2	休講	外国語講義 II	2	休講	外国語講義 III	2	休講	外国語講義 IV	2	休講	民法 X	2	田口藤
	日本近現代法史 I	2	吉井	日本近現代法史 II	2	吉井	日本近現代法史 III	2	吉井	日本近現代法史 IV	2	吉井	民法 XI	2	田口藤
行政実務特論	2	休講	行政実務特論	2	休講	行政実務特論	2	休講	行政実務特論	2	休講	民法 XII	2	田口藤	
日本政治史 I	2	休講	日本政治史 II	2	大川(千)	日本政治史 III	2	大川(千)	日本政治史 IV	2	大川(千)	民法 XIII	2	田口藤	
西洋政治史 I	2	小山	西洋政治史 II	2	小山	西洋政治史 III	2	小山	西洋政治史 IV	2	小山	民法 XIV	2	田口藤	
政治学特論 I	2	荻村瀬	政治学特論 II	2	荻村瀬	政治学特論 III	2	荻村瀬	政治学特論 IV	2	荻村瀬	民法 XV	2	田口藤	
法学政治学英語特論 I	2	デイモン、石橋	法学政治学英語特論 II	2	デイモン、石橋	法学政治学英語特論 III	2	デイモン、石橋	法学政治学英語特論 IV	2	デイモン、石橋	民法 XVI	2	田口藤	
情報処理 I	2	※2	情報処理 II	2	※2	情報処理 III	2	※2	情報処理 IV	2	※2	民法 XVII	2	田口藤	
経営学 I	2	※4	経営学 II	2	※4	経営学 III	2	※4	経営学 IV	2	※4	民法 XVIII	2	田口藤	
▲日本史(教職) I	2	休講	▲日本史(教職) II	2	休講	▲日本史(教職) III	2	休講	▲日本史(教職) IV	2	休講	民法 XIX	2	田口藤	
▲外国史(教職) I	2	休講	▲外国史(教職) II	2	休講	▲外国史(教職) III	2	休講	▲外国史(教職) IV	2	休講	民法 XX	2	田口藤	
▲人文地理学(教職) I	2	休講	▲人文地理学(教職) II	2	休講	▲人文地理学(教職) III	2	休講	▲人文地理学(教職) IV	2	休講	民法 XXI	2	田口藤	

※1:飯田、上平、大野、土井川 ※2:岡田、田代、野中 ※3:大滝、北村(隆)、坂上、玉井、山名、吉岡(忠) ※4:加藤(寛)、小林(康)、坂本(恒)、西村(陽)、三島 ※5:加藤(寛)、小林(康)、坂本(恒)、西村(陽)、三島 ※6:品川、清水(俊)、玉井、山名 ※7:内藤(徹)、鳴瀬(成)、藤村 ※8:五嶋、統橋、森田(圭)

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含まない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通科目										専攻科目			自由選択科目	合 計
	F Y S	外国語科目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計			
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野							健 康 科 学 の 分 野		
			計	計	計	計							計		
入学年度															
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

2017年度 法学部法律学科(企業法務コース) 教育課程表 (2013年度入学者に適用)

(学年は標準年次を示す)

	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件 単位数					
	第1セメスター		第2セメスター		第3セメスター		第4セメスター		第5セメスター		第6セメスター		第7セメスター		第8セメスター							
	授業科目	単位	担当者	授業科目	単位	担当者	授業科目	単位	担当者	授業科目	単位	担当者	授業科目	単位	担当者	授業科目	単位	担当者				
A 群科目	憲法Ⅰ	2	金子松平、石川(正)	憲法Ⅱ	2	池端金子	憲法Ⅲ	2	池端金子、上北	憲法Ⅳ	2	池端松平、石川(信)	民事訴訟法Ⅰ	2	小室中村	倒産処理法	2	中村				
	民法Ⅰ	2	磯本	民法Ⅱ	2	磯本、大越、大加、大加	刑法Ⅲ	2	加藤	刑法Ⅳ	2	加藤	金融法Ⅰ	2	休講	金融法Ⅱ	2	休講				
	刑法Ⅰ	2	大越、大加	刑法Ⅱ	2	大越、大加	会社法Ⅰ	2	葭田、木下	会社法Ⅱ	2	葭田、木下	税法Ⅰ	2	大日方、隈元	税法Ⅱ	2	大日方、隈元				
B 群科目	裁判と法	2	休講	環境法Ⅰ	2	三浦、小坪	環境法Ⅱ	2	三浦、小坪	知的財産法Ⅰ	2	清水、澤山	知的財産法Ⅱ	2	清水、澤山	中小企業と法Ⅰ	2	休講	中小企業と法Ⅱ	2	休講	
				家族法Ⅰ	2	清水、澤山	家族法Ⅱ	2	清水、澤山	中小企業と法Ⅱ	2	休講	民事訴訟法Ⅱ	2	小坂、本水	民事訴訟法Ⅲ	2	小坂、本水				
				商法Ⅰ	2	石川(正)	商法Ⅱ	2	石川(正)	労働法	2	江口、細田	労働法	2	江口、細田	社会保険法Ⅰ	2	江口、細田	社会保険法Ⅱ	2	江口、細田	
				消費者法Ⅰ	2	石川(正)	消費者法Ⅱ	2	石川(正)	国際取引法Ⅰ	2	猪瀬	国際取引法Ⅱ	2	猪瀬	経済法Ⅰ	2	休講	経済法Ⅱ	2	休講	
C 専攻科目			基礎演習	2	休講	法学政治学セミナーⅠ				4	休講	法学政治学セミナーⅡ				4	休講					
			外国書講読Ⅰ	2	休講	外国書講読Ⅱ	2	休講	外国書講読Ⅲ	2	休講	外国書講読Ⅳ	2	休講	外国書講読Ⅴ	2	休講	外国書講読Ⅵ	2	休講		
	日本近現代法Ⅰ	2	吉井	日本近現代法Ⅱ	2	吉井	法情報学	2	中網	行政法Ⅰ	2	嘉藤、藤坂	行政法Ⅱ	2	嘉藤、藤坂	民法Ⅴ	2	田口、北島	民法Ⅵ	2	田口、北島	
						教育法Ⅰ	2	小泉	教育法Ⅱ	2	小泉	民法Ⅶ	2	島田、上杉	民法Ⅷ	2	島田、上杉	不動産法実務	2	島田、上杉		
						国際法Ⅰ	2	山崎	国際法Ⅱ	2	山崎	刑法特講A	2	休講	刑法特講B	2	休講	刑法特講C	2	休講		
	行政実務特論	2	休講	法律学特講Ⅰ	2	石川(孝)、小川	法律学特講Ⅱ	2	※1	国際法Ⅲ	2	山崎	国際私法Ⅰ	2	山田(恒)	国際私法Ⅱ	2	山田(恒)	政治学特講Ⅲ	2	休講	
						政治学原論Ⅰ	2	大川(千)	政治学原論Ⅱ	2	大川(千)	政治学特講Ⅳ	2	休講	政治学特講Ⅴ	2	休講	政治学特講Ⅵ	2	休講		
	日本政治Ⅰ	2	休講	日本政治Ⅱ	2	大川(千)	アジア政治外交Ⅰ	2	小池	アジア政治外交Ⅱ	2	小池	法律学特講Ⅶ	2	休講	法律学特講Ⅷ	2	休講	法律学特講Ⅸ	2	休講	
	西洋政治Ⅰ	2	小山	西洋政治Ⅱ	2	小山	政治学特講Ⅰ	2	萩村、川瀬	政治学特講Ⅱ	2	萩村、山崎	日本政治思想Ⅰ	2	橘、川	日本政治思想Ⅱ	2	橘、川	比較政治Ⅰ	2	小酒、井	
						政治学特講Ⅲ	2	萩村、山崎	政治学特講Ⅳ	2	萩村、山崎	比較政治Ⅱ	2	小酒、井	西洋政治思想Ⅱ	2	小酒、井	国際政治Ⅰ	2	佐藤、出口		
						地方自治論Ⅰ	2	浅野、柴田	地方自治論Ⅱ	2	浅野、柴田	国際政治Ⅱ	2	佐藤、出口	行政学Ⅰ	2	佐藤、出口	行政学Ⅱ	2	佐藤、出口		
						自治体経営論Ⅰ	2	浅野、柴田	自治体経営論Ⅱ	2	浅野、柴田	行政学Ⅲ	2	佐藤、出口	行政学Ⅳ	2	佐藤、出口	行政学Ⅴ	2	佐藤、出口		
						法学政治学英語特講Ⅰ	2	デイモン、石橋、マイケル、櫻井	法学政治学英語特講Ⅱ	2	デイモン、石橋、マイケル、櫻井	行政学Ⅵ	2	佐藤、出口	行政学Ⅶ	2	佐藤、出口	行政学Ⅷ	2	佐藤、出口		
						法学政治学英語特講Ⅲ	2	デイモン、石橋、マイケル、櫻井	法学政治学英語特講Ⅳ	2	デイモン、石橋、マイケル、櫻井	行政学Ⅷ	2	佐藤、出口	行政学Ⅸ	2	佐藤、出口	行政学Ⅹ	2	佐藤、出口		
						法学政治学英語特講Ⅴ	2	デイモン、石橋、マイケル、櫻井	法学政治学英語特講Ⅵ	2	デイモン、石橋、マイケル、櫻井	行政学Ⅹ	2	佐藤、出口	行政学Ⅺ	2	佐藤、出口	行政学Ⅻ	2	佐藤、出口		
					情報処理Ⅰ	2	※2	情報処理Ⅱ	2	※2	社会経済学Ⅰ	2	川村	社会経済学Ⅱ	2	川村	会計制度論	2	四方田	税務会計論	2	小川
関連科目	経営学Ⅰ	2	※4	ミクロ経済学	4	※3	マクロ経済学	4	※5	経済政策	4	戸田(壯)	経済政策	4	清水(俊)	金融論	4	酒井(良)				
	経済地理Ⅰ	2	後藤(晃)、三富、後田多・前田(祐)	経済地理Ⅱ	2	後藤(晃)、三富、後田多・前田(祐)	西洋経済史Ⅰ	2	佐藤(睦)	西洋経済史Ⅱ	2	佐藤(睦)	マーケティングⅠ	2	上沼	マーケティングⅡ	2	上沼				
	外国史概論Ⅰ	2	中林(広)、山本(由)	外国史概論Ⅱ	2	中林(広)、山本(由)	財務会計論	2	岡村(勝)	連結会計論	2	岡村(勝)	社会思想Ⅰ	2	的場	社会思想Ⅱ	2	的場				
	人文地理学概論Ⅰ	2	小泉(諒)、鄭	人文地理学概論Ⅱ	2	小泉(諒)、鄭	日本経済史Ⅰ	2	神谷、矢沢	日本経済史Ⅱ	2	神谷、矢沢	社会思想Ⅲ	2	的場	社会思想Ⅳ	2	的場				
	自然地理学概論Ⅰ	2	平井(史)	自然地理学概論Ⅱ	2	平井(史)	世界経済論Ⅰ	2	※7	世界経済論Ⅱ	2	※7										
	地理学(含地誌)	2	平井(史)、小泉(諒)	地理学(含地誌)	2	前川(明)	財政学Ⅰ	2	※8	財政学Ⅱ	2	※8										
	社会学概論Ⅰ	2	植木	社会学概論Ⅱ	2	植木	哲学概論Ⅰ	2	高山(亨)、伊藤(晃)	哲学概論Ⅱ	2	高山(亨)、伊藤(晃)										

※1:飯田、上平、大野、土井川 ※2:岡田、田代、野中※3:大滝、北村(隆)、坂上、玉井、山名、吉岡(忠)※4:加藤(寛)、小林(康)、坂本(恒)、西村(陽)、三島
 ※5:品川、清水(俊)、玉井、山名※6:内藤(徹)、鳴瀬(成)、藤村※7:内藤(徹)、鳴瀬(成)、藤村※8:五嶋、梶橋、森田(圭)

計86以上
30以上

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国語講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目						専攻科目			自由 選択科目 計	合 計			
	F Y S	外国 語科目	教養系科目				計	A 群	B 群			C 群	計	
			キャリア 形成科目	人文 の分野	社会 の分野	自然 の分野								健康 科学の 分野
2013年度 入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132		
			計 22											

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

2017年度 法学部法律学科(企業法務コース) 教育課程表 (2006から2012年度入学者に適用)

(学年は標準年次を示す)

	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件 単位数																
	第1セメスター		第2セメスター		第3セメスター		第4セメスター		第5セメスター		第6セメスター		第7セメスター		第8セメスター																		
	授業科目	単位数	担仕者	授業科目	単位数	担仕者	授業科目	単位数	担仕者	授業科目	単位数	担仕者	授業科目	単位数	担仕者	授業科目	単位数	担仕者	授業科目	単位数	担仕者												
A 群科目	憲法 I	2	金子松平	憲法 II	2	池端金子	憲法 III	2	池端金子	憲法 IV	2	池端金子	民事訴訟法 I	2	小室中村	倒産処理法	2	中村					28以上										
	民法序説	2	石川(正)			民法 III	2	石川(正)	民法 IV	2	石川(信)																						
	民法 I	2	磯本	民法 II	2	磯本	刑法 III	2	加藤	刑法 IV	2	加藤	金融法 I	2	休講	金融法 II	2	休講															
	刑法 I	2	大越加藤	★刑法序説	2	大越加藤	会社法 I	2	葦田本	会社法 II	2	葦田下																					
B 群科目	裁判と法	2	休講			環境法 I	2	三浦小	環境法 II	2	三浦小	税法 I	2	大日方	税法 II	2	大日方						28以上										
						家族法 I	2	三浦小	★家族法 II	2	三浦小	知的財産法 I	2	大日方	知的財産法 II	2	大日方																
						商法 I	2	清水澤	商法 II	2	清水澤	中小企業と法 I	2	休講	中小企業と法 II	2	休講	民事訴訟法 II	2	小室中村													
						消費者法 I	2	石川(正)	消費者法 II	2	石川(正)	民事執行・保全法	2	小室中村	労働法	2	清水	社会保障法 II	2	江口田													
C 群科目			基礎演習	2	休講	法学政治学セミナー I				4	休講	法学政治学セミナー II				4	休講	法学政治学セミナー III				4	休講										
			外国書講読 I	2	休講	外国書講読 II	2	休講	外国書講読 III	2	休講	外国書講読 IV	2	休講	外国書講読 V	2	休講	外国書講読 VI	2	休講													
	日本近現代法史 I	2	吉井	日本近現代法史 II	2	吉井						法哲学 I	2	井上柴田	法哲学 II	2	井上柴田																
			法情報学	2	中網	行政法 I	2	嘉藤	行政法 II	2	嘉藤	英米法 I	2	東郷	法社会学 II	2	東郷																
						教育法 I	2	小泉	教育法 II	2	小泉	比較法 I	2	小森田	★比較法 II	2	小森田	アジア諸国の法 I	2	松平													
						国際法 I	2	山崎	国際法 II	2	山崎	情報法	2	池端	憲法特講	2	石川(健)	憲法特講	2	石川(健)													
	行政実務特論	2	休講	法律学特講 I	2	石川(孝)・小川	法律学特講 II	2	※1			民法 V	2	田口	民法 VI	2	田口	民法 VII	2	上北	民法 VIII	2	上北										
	日本政治史 I	2	休講	日本政治史 II	2	大川(千)	政治学原論 I	2	大川(千)	政治学原論 II	2	大川(千)	民法 VII	2	上北	民法 VIII	2	上北	不動産法実務	2	島田	登記実務 I	2	上杉									
	西洋政治史 I	2	小山	西洋政治史 II	2	小山	アジア政治外交史 I	2	小池	アジア政治外交史 II	2	小池	登記実務 I	2	上杉	民法特講	2	休講	民法特講	2	休講	民法特講	2	休講									
						政治学特講 I	2	萩村	政治学特講 II	2	萩村	刑法特講 A	2	休講	刑事訴訟法 I	2	白取	刑事訴訟法 II	2	白取	国際法 III	2	藤本	国際私法 I	2	山田(恒)							
												刑法特講 B	2	休講	★刑事政策	2	休講	少年法	2	休講	民法特講	2	休講	企業法特講	2	休講							
	法学政治学英語特講 I	2	※2	法学政治学英語特講 II	2	※2	国際法 I	2	山崎	国際法 II	2	山崎	民法 V	2	田口	民法 VI	2	田口	民法 VII	2	上北	民法 VIII	2	上北	不動産法実務	2	島田	登記実務 I	2	上杉			
	法学政治学英語特講 II	2	※2	法学政治学英語特講 III	2	※2	政治学特講 III	2	休講	政治学特講 IV	2	休講	民法 VI	2	田口	民法 VII	2	上北	民法 VIII	2	上北	不動産法実務	2	島田	登記実務 I	2	上杉						
	情報処理 I	2	※2	情報処理 II	2	※2	★政治学特講 IV	2	休講	政治学特講 V	2	休講	民法 VII	2	上北	民法 VIII	2	上北	不動産法実務	2	島田	登記実務 I	2	上杉									
	経営学 I	2	※4	経営学 II	2	※5	法律学特講 III	2	休講	法律学特講 IV	2	休講	民法 VIII	2	上北	民法 IX	2	上北	不動産法実務	2	島田	登記実務 I	2	上杉									
	経済地理 I	2	後藤(晃)・三富	経済地理 II	2	後藤(晃)・三富	法律学特講 IV	2	休講	★政治学特講 V	2	休講	政治学特講 VI	2	休講	政治学特講 VII	2	休講	政治学特講 VIII	2	休講	政治学特講 IX	2	休講	政治学特講 X	2	休講						
▲日本史(教職) I	2	休講	▲日本史(教職) II	2	休講	▲政治学特講 I	2	萩村	▲政治学特講 II	2	萩村	▲政治学特講 III	2	萩村	▲政治学特講 IV	2	萩村	▲政治学特講 V	2	萩村	▲政治学特講 VI	2	萩村	▲政治学特講 VII	2	萩村	▲政治学特講 VIII	2	萩村				
▲外国史(教職) I	2	休講	▲外国史(教職) II	2	休講	▲地誌	2	前川(明)	▲地誌	2	前川(明)	▲地誌	2	前川(明)	▲地誌	2	前川(明)	▲地誌	2	前川(明)	▲地誌	2	前川(明)	▲地誌	2	前川(明)	▲地誌	2	前川(明)				
▲人文地理学(教職) I	2	休講	▲人文地理学(教職) II	2	休講	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)	▲地理学(含地誌)	2	平井(誠)・小泉(昭)				
						▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	▲倫理学(教職)	2	休講	
						▲西洋宗教史 I	2	休講	▲西洋宗教史 II	2	休講	▲西洋宗教史 I	2	休講	▲西洋宗教史 II	2	休講	▲西洋宗教史 I	2	休講	▲西洋宗教史 II	2	休講	▲西洋宗教史 I	2	休講	▲西洋宗教史 II	2	休講	▲西洋宗教史 I	2	休講	
						▲自然地理学 I	2	休講	▲自然地理学 II	2	休講	▲自然地理学 I	2	休講	▲自然地理学 II	2	休講	▲自然地理学 I	2	休講	▲自然地理学 II	2	休講	▲自然地理学 I	2	休講	▲自然地理学 II	2	休講	▲自然地理学 I	2	休講	
						▲心理学(教職) I	2	休講	▲心理学(教職) II	2	休講	▲心理学(教職) I	2	休講	▲心理学(教職) II	2	休講	▲心理学(教職) I	2	休講	▲心理学(教職) II	2	休講	▲心理学(教職) I	2	休講	▲心理学(教職) II	2	休講	▲心理学(教職) I	2	休講	

※1: 飯田、上平、大野、土井川 ※2: 岡田、田代、野中 ※3: 大滝、北村(隆)、坂上、玉井、山名、吉岡(忠) ※4: 加藤(寛)、小林(康)、坂本(恒)、西村(陽)、三島 ※5: 加藤(寛)、小林(康)、坂本(恒)、西村(陽)、三島
 ※6: 品川、清水(俊)、玉井、山名 ※7: 内藤(徹)、鳴瀬(成)、藤村 ※8: 五嶋、統橋、森田(圭)

計 86 以上

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通科目										専攻科目				自由選択科目	合計
	FYS	外国語科目	教養系科目				計	A群	B群	C群	関連科目	計				
			キャリア形成科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野							健康科学の分野			
														計		
入学年度																
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132				

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) FYS 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

2017年度 法学部法律学科(現代社会コース) 教育課程表 (2013年度入学者に適用)

(学年は標準年次を示す)

	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター	
	授業科目	単位数	担当者	単位数	担当者	単位数	担当者	単位数	担当者
A群科目	憲法 I	2	金子松平	憲法 II	2	金子松平	憲法 III	2	金子松平
	民法 I	2	磯本	民法 II	2	磯本	民法 III	2	磯本
	刑法 I	2	大越藤	★刑法序説	2	大越藤	刑法 III	2	加藤
				刑法 II	2	大越藤	国際法 I	2	山崎
B群科目	裁判と法	2	休講	環境法 I	2	三浦	消費者法 I	2	石川(正)
				商法 I	2	清水山田	商法 II	2	清水山田
				会社法 I	2	木下	会社法 II	2	木下
				法哲学 I	2	井上東郷	法哲学 II	2	井上東郷
				法社会学 I	2	小森田	法社会学 II	2	小森田
				比較法 I	2	小森田	比較法 II	2	小森田
				★比較法 II	2	小森田	民事訴訟法 I	2	小室
				民事訴訟法 II	2	小室	情報法	2	池端藤
				自治体法 I	2	大日方	自治体法 II	2	大日方
				税務 I	2	大日方	税務 II	2	大日方
C群科目	基礎演習	2	休講	外国書講読 I	2	休講	外国書講読 II	2	休講
	外国書講読 I	2	休講	外国書講読 II	2	休講	外国書講読 III	2	休講
	日本近現代史 I	2	吉井	日本近現代史 II	2	吉井	法情報学	2	中網
	行政実務特論	2	休講	教育法 I	2	小泉	教育法 II	2	小泉
	日本政治史 I	2	休講	環境法 II	2	三浦	環境法 I	2	三浦
	西洋政治史 I	2	小山	消費者法 II	2	石川(正)	民法 V	2	田口北
	法学政治学英語特講 I	2	※2	法律学特講 I	2	石川(孝)・小川	民法 VI	2	田口北
	法学政治学英語特講 II	2	※2	法律学特講 II	2	※1	民法 VII	2	田口北
	情報処理 I	2	※2	政治学原論 I	2	大川(千)	民法 VIII	2	田口北
	経営学 I	2	※4	政治学原論 II	2	大川(千)・酒井	不動産鑑定理論	2	遠島
	経済地理 I	2	後藤(晃)・三富	アジア政治外交史 I	2	小池	登記実務 I	2	上杉
	日本史概論 I	2	後藤(晃)・三富	アジア政治外交史 II	2	小池	保険法	2	清水
	外国史概論 I	2	中林(広)・山本(信)	社会学特講 I	2	荻村山崎	民法特講 A	2	休講
	人文地理学概論 I	2	小泉(諒)・鄭	社会学特講 II	2	※1	刑事訴訟法 I	2	白取
	自然地理学概論 I	2	平井(史)	社会学特講 III	2	※1	労働法	2	坂本
	地理学(含地誌)	2	平井(史)・小泉(諒)	社会学特講 IV	2	※1	国際法 III	2	藤本
	社会学概論 I	2	植木	社会学特講 V	2	※1	国際私法 I	2	山田(恒)
	哲学概論 I	2	高山(守)・伊藤(英)	社会学特講 VI	2	※1	国際取引法 I	2	猪瀬
			社会学特講 VII	2	※1	政治学特講 III	2	休講	
			社会学特講 VIII	2	※1	★政治学特講 IV	2	休講	
			社会学特講 IX	2	※1	法律学特講 III	2	休講	
			社会学特講 X	2	※1	法律学特講 IV	2	休講	
			社会学特講 XI	2	※1	法律学特講 V	2	休講	
			社会学特講 XII	2	※1	日本政治思想史 I	2	加藤・公文	
			社会学特講 XIII	2	※1	比較政治学 I	2	小川	
			社会学特講 XIV	2	※1	西洋政治思想史 I	2	酒井	
			社会学特講 XV	2	※1	国際政治学 I	2	佐藤	
			社会学特講 XVI	2	※1	社会学特講 I	2	的場	
			社会学特講 XVII	2	※1	社会学特講 II	2	的場	
			社会学特講 XVIII	2	※1	社会学特講 III	2	的場	
			社会学特講 XIX	2	※1	社会学特講 IV	2	的場	
			社会学特講 XX	2	※1	社会学特講 V	2	的場	
			社会学特講 XXI	2	※1	社会学特講 VI	2	的場	
			社会学特講 XXII	2	※1	社会学特講 VII	2	的場	
			社会学特講 XXIII	2	※1	社会学特講 VIII	2	的場	
			社会学特講 XXIV	2	※1	社会学特講 IX	2	的場	
			社会学特講 XXV	2	※1	社会学特講 X	2	的場	
			社会学特講 XXVI	2	※1	社会学特講 XI	2	的場	
			社会学特講 XXVII	2	※1	社会学特講 XII	2	的場	
			社会学特講 XXVIII	2	※1	社会学特講 XIII	2	的場	
			社会学特講 XXIX	2	※1	社会学特講 XIV	2	的場	
			社会学特講 XXX	2	※1	社会学特講 XV	2	的場	
			社会学特講 XXXI	2	※1	社会学特講 XVI	2	的場	
			社会学特講 XXXII	2	※1	社会学特講 XVII	2	的場	
			社会学特講 XXXIII	2	※1	社会学特講 XVIII	2	的場	
			社会学特講 XXXIV	2	※1	社会学特講 XIX	2	的場	
			社会学特講 XXXV	2	※1	社会学特講 XX	2	的場	
			社会学特講 XXXVI	2	※1	社会学特講 XXI	2	的場	
			社会学特講 XXXVII	2	※1	社会学特講 XXII	2	的場	
			社会学特講 XXXVIII	2	※1	社会学特講 XXIII	2	的場	
			社会学特講 XXXIX	2	※1	社会学特講 XXIV	2	的場	
			社会学特講 XL	2	※1	社会学特講 XXV	2	的場	
			社会学特講 XLI	2	※1	社会学特講 XXVI	2	的場	
			社会学特講 XLII	2	※1	社会学特講 XXVII	2	的場	
			社会学特講 XLIII	2	※1	社会学特講 XXVIII	2	的場	
			社会学特講 XLIV	2	※1	社会学特講 XXIX	2	的場	
			社会学特講 XLV	2	※1	社会学特講 XXX	2	的場	
			社会学特講 XLVI	2	※1	社会学特講 XXXI	2	的場	
			社会学特講 XLVII	2	※1	社会学特講 XXXII	2	的場	
			社会学特講 XLVIII	2	※1	社会学特講 XXXIII	2	的場	
			社会学特講 XLIX	2	※1	社会学特講 XXXIV	2	的場	
			社会学特講 L	2	※1	社会学特講 XXXV	2	的場	
			社会学特講 LI	2	※1	社会学特講 XXXVI	2	的場	
			社会学特講 LII	2	※1	社会学特講 XXXVII	2	的場	
			社会学特講 LIII	2	※1	社会学特講 XXXVIII	2	的場	
			社会学特講 LIV	2	※1	社会学特講 XXXIX	2	的場	
			社会学特講 LV	2	※1	社会学特講 XL	2	的場	
			社会学特講 LVI	2	※1	社会学特講 XLI	2	的場	
			社会学特講 LVII	2	※1	社会学特講 XLII	2	的場	
			社会学特講 LVIII	2	※1	社会学特講 XLIII	2	的場	
			社会学特講 LVIX	2	※1	社会学特講 XLIV	2	的場	
			社会学特講 LX	2	※1	社会学特講 XLV	2	的場	
			社会学特講 LXI	2	※1	社会学特講 XLVI	2	的場	
			社会学特講 LXII	2	※1	社会学特講 XLVII	2	的場	
			社会学特講 LXIII	2	※1	社会学特講 XLVIII	2	的場	
			社会学特講 LXIV	2	※1	社会学特講 XLIX	2	的場	
			社会学特講 LXV	2	※1	社会学特講 L	2	的場	
			社会学特講 LXVI	2	※1	社会学特講 LXI	2	的場	
			社会学特講 LXVII	2	※1	社会学特講 LXII	2	的場	
			社会学特講 LXVIII	2	※1	社会学特講 LXIII	2	的場	
			社会学特講 LXIX	2	※1	社会学特講 LXIV	2	的場	
			社会学特講 LXX	2	※1	社会学特講 LXV	2	的場	
			社会学特講 LXXI	2	※1	社会学特講 LXVI	2	的場	
			社会学特講 LXXII	2	※1	社会学特講 LXVII	2	的場	
			社会学特講 LXXIII	2	※1	社会学特講 LXVIII	2	的場	
			社会学特講 LXXIV	2	※1	社会学特講 LXIX	2	的場	
			社会学特講 LXXV	2	※1	社会学特講 LXX	2	的場	
			社会学特講 LXXVI	2	※1	社会学特講 LXXI	2	的場	
			社会学特講 LXXVII	2	※1	社会学特講 LXXII	2	的場	
			社会学特講 LXXVIII	2	※1	社会学特講 LXXIII	2	的場	
			社会学特講 LXXIX	2	※1	社会学特講 LXXIV	2	的場	
			社会学特講 LXXX	2	※1	社会学特講 LXXV	2	的場	
			社会学特講 LXXXI	2	※1	社会学特講 LXXVI	2	的場	
			社会学特講 LXXXII	2	※1	社会学特講 LXXVII	2	的場	
			社会学特講 LXXXIII	2	※1	社会学特講 LXXVIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXIV	2	※1	社会学特講 LXXIX	2	的場	
			社会学特講 LXXXV	2	※1	社会学特講 LXXX	2	的場	
			社会学特講 LXXXVI	2	※1	社会学特講 LXXXI	2	的場	
			社会学特講 LXXXVII	2	※1	社会学特講 LXXXII	2	的場	
			社会学特講 LXXXVIII	2	※1	社会学特講 LXXXIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXIX	2	※1	社会学特講 LXXXIV	2	的場	
			社会学特講 LXXXX	2	※1	社会学特講 LXXXV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXI	2	※1	社会学特講 LXXXVI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXII	2	※1	社会学特講 LXXXVII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXIII	2	※1	社会学特講 LXXXVIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXIV	2	※1	社会学特講 LXXXIX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXV	2	※1	社会学特講 LXXXX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXVI	2	※1	社会学特講 LXXXXI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXVII	2	※1	社会学特講 LXXXXII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXVIII	2	※1	社会学特講 LXXXXIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXIX	2	※1	社会学特講 LXXXXIV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXX	2	※1	社会学特講 LXXXXV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXI	2	※1	社会学特講 LXXXXVI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXII	2	※1	社会学特講 LXXXXVII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXIII	2	※1	社会学特講 LXXXXVIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXIV	2	※1	社会学特講 LXXXXIX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXV	2	※1	社会学特講 LXXXXX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXVI	2	※1	社会学特講 LXXXXXI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXVII	2	※1	社会学特講 LXXXXXII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXVIII	2	※1	社会学特講 LXXXXXIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXIX	2	※1	社会学特講 LXXXXXIV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXX	2	※1	社会学特講 LXXXXXV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXI	2	※1	社会学特講 LXXXXXVI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXII	2	※1	社会学特講 LXXXXXVII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXIII	2	※1	社会学特講 LXXXXXVIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXIV	2	※1	社会学特講 LXXXXXIX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXV	2	※1	社会学特講 LXXXXXX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXVI	2	※1	社会学特講 LXXXXXXI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXVII	2	※1	社会学特講 LXXXXXXII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXVIII	2	※1	社会学特講 LXXXXXXIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXIX	2	※1	社会学特講 LXXXXXXIV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXX	2	※1	社会学特講 LXXXXXXV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXI	2	※1	社会学特講 LXXXXXXVI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXII	2	※1	社会学特講 LXXXXXXVII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXIII	2	※1	社会学特講 LXXXXXXVIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXIV	2	※1	社会学特講 LXXXXXXIX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXV	2	※1	社会学特講 LXXXXXXX	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXVI	2	※1	社会学特講 LXXXXXXXI	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXVII	2	※1	社会学特講 LXXXXXXXII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXVIII	2	※1	社会学特講 LXXXXXXXIII	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXIX	2	※1	社会学特講 LXXXXXXXIV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXX	2	※1	社会学特講 LXXXXXXXV	2	的場	
			社会学特講 LXXXXXXXXI	2	※1	社会学特講 LXXXXXXXVI	2		

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国語講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通科目										専攻科目				自由 選択科目	合 計
	F Y S	外国 語科目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計				
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野							健 康 科 学 の 分 野			
														計		
入学年度																
2013年度 入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132				
			計 22													

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

教育課程における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通科目										専攻科目			自由 選択科目	合 計
	F Y S	外国 語科 目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計			
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野							健 康 科 学 の 分 野		
入学年度															
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

自治行政学科履修案内

(2006から2013年度入学者に適用)

【カリキュラムの特色と履修の心構え】

1995年度に設置された自治行政学科では、「環境問題」「まちづくり問題」「高齢者福祉問題」等についての基本的素養と生きた知識を有する人材を、自治体や企業、地域社会等へ送り出すことを目標としています。そこで、地方自治と行政の基本原理を解明する伝統的な科目と並んで、関連する様々な学問分野を学際的に編成し直した特殊法分野である環境法、社会保障法、消費者法等々、現実の政策課題を明らかにする科目を置いています。

また、例えば「自治体法」と「地方自治論」というように同種の科目を併設し、同じ政策課題に対する異なる学問分野のアプローチの違いが分かるようにして、法律一辺倒でない複眼的かつ柔軟な思考が身につくよう配慮しています。

さらに、生きた政策現場の声を講義に反映させるため、自治体行政実務者等による自治体政策論の特論科目も数多く設置しています。

本学科では特にコースの選択は要求していませんが、次のような三つの履修モデルを用意し、みなさんの問題関心に応じた系統的な学修が可能となるよう配慮しています。

モデルⅠは、**環境問題や都市問題**に関心を持ち、環境関連の企業や団体等の業務分野を志望する人を対象とするモデルです。

モデルⅡは、**社会保障や福祉**に関心を持ち、福祉関連団体・ビジネス等の業務分野を志望する人を対象とするモデルです。

モデルⅢは、**自治体行政の政策課題**に通暁した公務員を志望する人を対象とするモデルです。

みなさんは日頃から自分自身の問題関心を深め、それに合った進路を自覚的に選び、絶えず点検して、上記の履修モデルを参考にしながら自分の将来計画に沿った科目を選択してください。

【各授業科目区分の概要】

学 科	授業科目区分	概 要	
自治行政学科	共通科目 教養系科目	F Y S	「専攻科目」と「共通科目（一般教養的教育科目）」との連携により，市民，専門職業人として裾野の広い教養を培うことをねらいとするもの
		外国語科目	
		キャリア形成科目	
		人文の分野	
		社会の分野	
		自然の分野 健康科学の分野	
	専攻科目	A群科目	「法律学」と「自治行政論」の基礎科目や，自治体行政の政治的・行財政的背景を明らかにするもの
		B群科目	A群科目に次いで自治を学ぶために重要な意味を持つ科目群で，主に次のような内容のもの
			①政治学の基本的な考え方を学ぶためのもの
			②法解釈の力を養うためのもの
			③都市住民の権利と法の現状を学び，現実の政策課題を明らかにするもの
		④自治体行政実務者の生きた政策現場の声を講義内容に反映させるもの	
C群科目	主に次のような内容のもの		
基礎演習	「少人数クラス」の演習形式による双方向的な授業科目		
外国書講読			
法学政治学ゼミナール			
その他	「法律学科」の各コースに連なる法律系科目が中心で，履修者の興味や関心に沿って選択するもの		
関連科目	(主に「教職課程」を履修する者に関連する科目)		

【学科目区分の概要】

	学 科 目 区 分	学 科 目 区 分 の 概 要	
専攻科目	法 学 系 科 目	自治体行政・法務に関係のある法律制度の現実と法解釈のあり方を学ぶもの	
	中核科目	制 度 論 ・ 原 論	地方自治の理念並びに都市問題解決の政策主体となる自治体の制度・組織・権限を学ぶもの
		政治・行政・財政論	政策課題の設定・立案とその執行過程をめぐる政治，行財政問題を学ぶもの
		組織・経営・職員論	自治体の組織・機構の民主性・効率性と自治行政の担い手である公務員の権利義務関係を学ぶもの
		都 市 住 民 権 論	自治体の政策課題に対応する都市住民の権利を学ぶもの
		自 治 体 政 策 論	政策課題の解決に向けて努力する行政現場の様々な悩み，問題を学ぶもの
	政治学・行政学系科目	自治行政学科中核科目の学習に必要な政治学の基礎科目で，問題解決に当たっての政治学的アプローチの仕方を学ぶもの	
	経 済 系 科 目	自治体行政の背景となる我が国の経済政策・財政状況の現状を学ぶもの	

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔自治行政学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目										専攻科目			自由 選択科目 計	合 計
	F Y S	外国 語科目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計			
			キャリア 形成科目	人文 の分野	社会 の分野	自然 の分野							健康 科学 の分野		
2013年度 入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			
			計 22												

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 法律学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔自治行政学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目										専攻科目			自由 選択科目 計	合 計
	F Y S	外国 語科目	教養系科目					計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目 計			
			キャリア 形成科目	人文 の分野	社会 の分野	自然 の分野	健康 科学の 分野								
													4		
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			
			計 22												

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 法律学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。